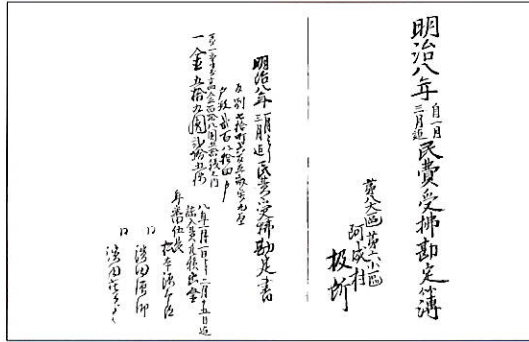


飾磨県布達 五

監修 山崎 隆三(大阪市立大学名城大学名誉教授)
 監修 八木 哲浩(神戸大学名誉教授)



飾磨県庁と姫路城



民費受払勘定簿 (阿成町文書)

課納出	課税租	課訟聽	課務庶	飾磨縣官員表
				六等 七等 八等 九等 十等 十一等 十二等 十三等 十四等 十五等 十六等 十七等 十八等 十九等 二十等 二十一等 二十二等 二十三等 二十四等 二十五等 二十六等 二十七等 二十八等 二十九等 三十等 三十一等 三十二等 三十三等 三十四等 三十五等 三十六等 三十七等 三十八等 三十九等 四十等 四十一等 四十二等 四十三等 四十四等 四十五等 四十六等 四十七等 四十八等 四十九等 五十等 五十一等 五十二等 五十三等 五十四等 五十五等 五十六等 五十七等 五十八等 五十九等 六十等 六十一等 六十二等 六十三等 六十四等 六十五等 六十六等 六十七等 六十八等 六十九等 七十等 七十一等 七十二等 七十三等 七十四等 七十五等 七十六等 七十七等 七十八等 七十九等 八十等 八十一等 八十二等 八十三等 八十四等 八十五等 八十六等 八十七等 八十八等 八十九等 九十等 九十一等 九十二等 九十三等 九十四等 九十五等 九十六等 九十七等 九十八等 九十九等 一百等

飾磨県官員表 (井上讓家文書)

「姫路県から飾磨県へ」・「飾磨県から兵庫県へ」 明治七年後半期における飾磨県の布達

明治四年十一月二日、旧藩から移行した明石県以下九県を姫路県に統合して、播磨一円を管轄する姫路県が生まれました。そして、成立七日目にして同月九日県名が飾磨県と改められました。どうして改称されたのでしょうか。「兵庫県史料」には、県名改称の義大蔵省へ具上し管内耳目を一新致しとあり、県名変更の経緯が明らかになっています。以後、姫路を県庁とする飾磨県は、明治九年八月二十一日に兵庫県に統合されるまで四年九カ月間余続きました。

この五巻目に収められている明治七年後半期には、飾磨県権令の森岡昌純が、公費の受渡しが公正・円滑に運用されるよう民費受払規則・施行細則と二三種の帳簿の雛形を定め、それを準照し民費備金を制度化するよう指令しています。教育関係では、外国語教育・師範学校の生徒募集で各地の指導者育成が急がれており、学校設立の築造絵図面や運営での小学課業表・文部省蔵版翻刻許可書目・文部省蔵版書籍・飾磨県下小学校教員伝習所規則・小学課業の級卒業・試験が見られます。

社会治安には、犯罪者の追捕・官吏犯公罪条例をはじめ諸規則の設定・改正・施行に尽力し、国内廻漕規則・鉄砲取締規則罰例増補・牛馬売買規則中追加も設定されました。一方、士族への経済問題では、家禄奉還に伴う公債の盗難や落失の混乱が続きます。情報通信の幕開けとして、国内では日本帝国電信条例の制定・郵便取扱所増設。経済面では、洋銀券発行規則・株式取引条例・西洋形権衡売弘・各地方報時鐘鼓が促されます。健康医療面では、種痘規則の設置、脚氣の治療・売薬・薬物開発がなされ、精神面で教導職への統制化がはかられます。

また、当時の飾磨県役人が何処出身であったのかも興味のもたれるところで、年別に官員録としてまとめられたものを付録としています。

◆各巻の構成と今後の発刊計画

- 第一巻 明治四年十一月～明治六年三月 既刊
- 第二巻 明治六年三月～七月 既刊
- 第三巻 明治六年七月～十二月 既刊
- 第四巻 明治七年一月～十月 既刊
- 第五巻 明治七年十月～十二月 今回発刊
- 第六巻 明治八年(上) 平成十一年度発刊予定
- 第七巻 明治八年(下)
- 第八巻 明治九年

〈購読申し込みについて〉

頒価(各巻) 一、五〇〇円 送料：三〇〇円
 頒布場所 城内図書館 史料整理室

申込先 〒760-0011 姫路市本町六八-二五八

TEL (〇七九二) 八九一四八八六
 城内図書館 史料整理室